

職長・職長安全衛生責任者教育 開催

☆下記の講習会を、労働安全衛生法施行令及び同規則に基づき実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

職長教育及び職長・安全衛生責任者教育〔定員20名〕

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職務に就くことになった職長、その他作業中の労働者を直接指揮監督する者を対象に、一定の安全衛生教育の実施が義務付けられております。

更に、「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の一部改正により、標記の併行させた教育を受ければ、職長および安全衛生責任者教育課程を修了したことになるよう改められております。(リスクアセスメントを含む。)

労働基準行政の指導により、従来の「職長教育」と、安全衛生責任者教育のカリキュラムも取り込んだ、「職長・安全衛生責任者教育」2コースを同日に併せて開催しますので、該当者が受講されますようご案内いたします。



★職長教育を行うべき業種 (労働安全衛生法施行令第19条)

○建設業 ○電気業 ○ガス業 ○自動車整備業 ○機械修理業

○製造業(但し、繊維工業、繊維製品製造業、紙加工品製造業を除く)

※製造業については、令和5年4月1日から今まで対象ではなかった下記業種も義務化されます。

「・食料品製造業 ・新聞業 ・出版業 ・製本業及び印刷物加工業」

★安全衛生責任者教育を行うべき業種・・・建設業・造船業(特定元方事業)

労働安全衛生法第16条・・・統括安全衛生責任者を選任すべき事業者(元方事業者)以外の請負事業(関係請負事業者)においては、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者と連絡をとりながら、労働災害防止の措置をとるよう定めております。

☆講習日時 令和7年12月17日(水)・18日(木) 9時～17時 2日間

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲 69-17 電話 0172-52-3417

☆受講料 ※ 職長教育のみ 14,080円 [テキスト代(880円)・消費税等含む]

※ 職長・安全衛生責任者教育 16,500円 [テキスト代(1,650円)・消費税等含む]

☆申込締切 令和7年12月9日(火)まで、又は定員になり次第締切ります。

※ 受講者には「職長教育」又は「職長・安全衛生責任者教育」修了証交付致します。

【青森労働局長登録教習機関】

申込先 一般社団法人 黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町40-5(黒石市役所通り)

TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792

資格取得で
安全作業!!



☆受講料のご納入は、下記口座への振込みでも可能です。

振込先	青森みちのく銀行黒石支店（普） 223261	青森みちのく銀行黒石内町支店（普） 1311760
	東奥信用金庫黒石支店（普） 0920550	青い森信用金庫黒石支店（普） 0958767

- 連絡事項 ※ 定員に達し次第締め切ります。お早めにお申込み下さい。
- ※ 同封の申込書を記入の上、各講習につき写真 1 枚（縦 3.0 cm、横 2.4 cm）貼付・受講料を添えてお申込み下さい。
- ※ テキスト等発注の都合上、受講申込み後の取消しについては、講習の申込締切日までにお願い致します。（締切日以降の申込みの取消しは、発注の関係上テキスト代を負担して頂きます。）
- ※ お電話での申込みも受付致しますが、ご予約後 7 日間を目処に申込書の送付をお願いします。（申込書が遅れますと、ご予約を取り消す場合もございます）
- ※ 受講料のご納入は受講開始日の 1 週間前までにお願いします。

☆今後の講習開催予定（事前のご予約・お申込みを受け付けております）☆

フォークリフト運転技能講習	12月 8日(月)～12月12日(金)
KYTリーダー（基礎）研修	1月14日(水)～ 1月15日(木)
玉掛け技能講習	1月14日(水)～ 1月16日(金)
フォークリフト運転技能講習	1月19日(月)～ 1月23日(金)
安全衛生推進者養成講習	1月21日(水)～ 1月22日(木)
小型移動式クレーン運転技能講習	1月28日(水)～ 1月30日(金)
粉じん作業特別教育	1月31日(土)
振動工具取扱作業従事者安全衛生教育	1月31日(土)
低圧電気取扱業務特別教育	2月 4日(水)
アーク溶接特別教育	2月19日(木)～ 2月21日(土)
ガス溶接技能講習	2月26日(木)～ 2月27日(金)
自由研削といし取替業務特別教育	3月 7日(土)

当協会の年間講習予定表は、下記にアクセスしてください。

<http://kuroisirouki.sakura.ne.jp/index.htm>